

**令和 6 年度
第 5 回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目**

令和 7 年 3 月 13 日（木）
秋田合同庁舎 第 1 会議室（5 階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）令和 6 年度の審議経過と総括について
 - （2）各専門部会等の廃止について
 - （3）その他

資 料

- 1 令和 6 年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等
 - （1）秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表
 - （2）最賃審議会等開催実績
 - （3）秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要
- 2 令和 6 年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告
 - （1）秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会
 - （2）秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会
 - （3）秋田県自動車・同附属品製造業専門部会
 - （4）秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業専門部会
- 3 令和 6 年度最低賃金決定状況
 - （1）地域別最低賃金改定状況
 - （2）特定最低賃金改定状況
- 4 令和 7 年度最賃審議会等開催予定（素案）
- 5 令和 6 年度業務改善助成金の申請状況
- 6 労働行政における賃金引上げに係る支援対策

令和6年度秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表

開催回数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
本 審	6. 7. 3	6. 7. 29	6. 8. 5	6. 8. 21	7. 3. 13
専 門 部 会	6. 7. 29	6. 8. 2	6. 8. 5	――	――
運営小委員会	――	――	――	――	――
特別小委員会	6. 8. 21	――	――	――	――

公益委員会議	6. 6. 17	6. 9. 9
--------	----------	---------

最低賃金専門部会等

最低賃金区分 区 分	秋 地 最	田 域 賃 別 金	特 定 最 低 賃 金			
			非 鉄 金 属 製 錬 ・ 精 製 業	電子部品・デバイス・電子回路、電池、 電子応用装置、その他の電気機械器	自動車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 (E311)	自動車（新車）、自動車 部 分 品 ・ 附 属 品 小 売 業 (I5911、I5913)
改正等意向表明の受理日 改正等申出の受理日 改正の必要性の諮問日			非鉄金属第1次製錬・精製業（E231） 非鉄金属第2次製錬・精製業（E232） （非鉄金属合金製造業を含む。）	〔 E28(E2832を除く)、E295、E296、 E299、E302(E3023を除く)、E303 〕	6. 3. 4	6. 3. 4
					6. 7. 30	6. 7. 30
					6. 8. 5	6. 8. 5
関係者からの意見聴取日		6. 7. 29	(意見書)	6. 10. 4	(意見書)	6. 10. 7 (意見書)
改正の必要性ありの答申		――		6. 8. 21		6. 8. 21
最低賃金額改正の諮問		6. 7. 3		6. 8. 21		6. 8. 21
専門部会委員の任命		6. 7. 18		6. 9. 6		6. 9. 6
部 会	第 1 回	6. 7. 29	(合同専門部会開催)	6. 9. 19	(合同専門部会開催)	6. 9. 19
	第 2 回	6. 8. 2		6. 10. 4		6. 10. 2
	第 3 回	6. 8. 5		――		6. 10. 11
	第 4 回	――		――		――
	第 5 回	――		――		――
	第 6 回	――		――		――
答		6. 8. 5		6. 10. 4		6. 10. 11
異議申出の受理		6. 8. 16		――		――
異議申出の諮問		6. 8. 21		――		――
異議に対する答申		6. 8. 21		――		――
官報公示日		6. 8. 30		6. 11. 20		6. 11. 20
効力発生日		6. 10. 1		6. 12. 25		6. 12. 25

令和6年度 最賃審議会等開催実績

月 日	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		令和 7 年 3 月	
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
1	土		月		木		日		火		土	
2	日		火		金	第2回地賃専門部会 (金額審議)	月		水	第2回自動車小売専門部会	日	
3	月		水	第1回本審(諮問)	土		火		木		月	
4	火		木		日		水		金	第2回非鉄金属専門部会	火	
5	水		金		月	第3回地賃専門部会(金額 審議、報告) 第3回本審(答申、特定諮 問)	木		土		水	
6	木		土		火		金		日		木	
7	金		日		水		土		月	第2回自動車製造専門部会	金	
8	土		月		木		日		火		土	
9	日		火		金		月	第2回公益委員会議	水		日	
10	月		水		土		火		木		月	
11	火		木		日		水		金	第3回自動車小売専門部会 第3回電子部品専門部会	火	
12	水		金		月		木		土		水	
13	木		土		火		金		日		木	第5回本審
14	金		日		水		土		月		金	
15	土		月		木		日		火		土	
16	日		火		金		月		水		日	
17	月	第1回公益委員会議	水		土		火		木		月	
18	火		木		日		水		金		火	
19	水		金		月		木	第1回特定最賃合同専門部会	土		水	
20	木		土		火		金		日		木	
21	金		日		水	第1回特別小委員会 第4回本審(異議審)	土		月		金	
22	土		月		木		日		火		土	
23	日		火		金		月		水		日	
24	月		水		土		火		木		月	
25	火		木	中賃目安答申	日		水	第2回電子部品専門部会	金		火	
26	水		金		月		木		土		水	
27	木		土		火		金		日		木	
28	金		日		水		土		月		金	
29	土		月	第2回本審(目安伝達) 第1回地賃専門部会(参 考人聴取、金額提示)	木		日		火		土	
30	日		火		金		月		水		日	
31			水		土				木		月	

令和 6 年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第 1 回 本 審	7 月 3 日（水） 15：00～15：55 合庁第 1 会議室 ・公 4 労 5 使 5 ・傍聴人 6 名 ・報道 5 社	- 令和 6 年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について - 意見聴取及び専門部会委員推薦の公示について - 令和 6 年度審議方針について - 令和 6 年度審議日程について - その他 - 意見聴取（意見書の提出があった場合）について - 最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策について - 参考資料集について
第 2 回 本 審	7 月 29 日（月） 13：35～14：55 合庁第 1 会議室 ・公 5 労 5 使 5 ・傍聴人 8 名 ・報道 5 社	- 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達） - 中賃目安小委員会報告について - 中賃会長メッセージ動画視聴 - 生活保護と最低賃金について - 賃金改定状況調査結果について - 賃金実態調査結果について - 最低賃金基礎調査結果について - その他 - 今後の審議日程（案）について - 意見書についての報告 - 専門部会の委員の任命について - 参考資料集について
第 1 回 地賃専門部会	7 月 29 日（月） 15：10～17：30 合庁第 1 会議室 ・公 3 労 3 使 3 ・傍聴人 8 名 ・報道 5 社 （一部非公開）	- 部会長及び部会長代理の選出について - 参考人の意見聴取について - 参考人 2 名から意見聴取 - 秋田県最低賃金の金額審議について - 労使各側の基本的考え方と金額提示 - 公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意には至らず、次回へ審議継続 - 今後の専門部会の開催日程について - その他
第 2 回 地賃専門部会	8 月 2 日（金） 13：34～16：50 合庁第 1 会議室 ・公 3 労 3 使 3 ・傍聴人 3 名 ・報道 5 社 （一部非公開）	- 秋田県最低賃金の金額審議について - 公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意に至らず、次回へ審議継続 - その他 - 今後の専門部会の審議日程について

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第3回 地賃専門部会	8月5日（月） 13：30～17：12 合庁第2会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人6名 ・報道4社 （一部非公開）	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し金額審議を行ったが労使の合意には至らず、公益委員見解（54円引上げて時間額951円に改定）を提示し採決することとしたが、使用者側委員3名が採決に反対し退席 ・公益委員見解により採決を行ったところ、賛成多数（賛成5、退席3）により公益委員見解をもって本審へ報告 2 その他
第3回 本 審	8月5日（月） 17：25～17：55 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人7名 ・報道9社	1 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について ・専門部会報告（54円引上げて時間額951円に改定）に基づき答申をすることについて採決することとしたが、使用者側委員3名が採決に反対し退席 ・専門部会報告により採決を行ったところ、賛成多数（賛成9、反対2、退席3）により結審し労働局長答申 ・異議申出の公示について 2 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について ・改正決定の必要性の有無について諮問 ・特別小委員会の設置及び委員の指名について 3 その他 ・今後の審議日程について
第1回 特別小委員会	8月21日（水） 9：57～10：20 合庁第2会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人1名 ・報道1社 （一部非公開）	1 委員長及び委員長代理の選出について 2 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について ・申出に関する審査結果について ・審議の結果、何れも全会一致で「必要性有り」との結論に至り、本審へ報告 3 その他
第4回 本 審	8月21日（水） 10：30～11：15 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人5名 ・報道7社	1 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて ・異議申出の公示結果及び概要について ・異議申出12件に対する取扱いを審議した結果、改正決定答申のとおり決定すべき旨を全会一致で議決し、局長へ報告 2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について ・局長へ改正決定の必要性有りの答申 ・改正決定について諮問 ・意見聴取及び専門部会委員推薦の公示について 3 その他

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月19日（木） 15：00～16：02 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労2使2 自製 公3労3使3 自小 公3労2使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかについて 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援施策について
第2回 電子部品等製造業専門部会	9月25日（水） 14：58～17：10 合庁第2会議室 ・公3労3使3 （一部非公開）	1 参考人の意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意には至らず、次回へ審議継続 3 その他 ・今後の専門部会の開催日程について
第2回 自動車等小売業専門部会	10月2日（水） 9：57～11：50 合庁第2会議室 ・公2労3使2 （一部非公開）	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意には至らず、次回へ審議継続
第2回 非鉄金属製錬等専門部会	10月4日（金） 9：57～10：48 合庁第2会議室 ・公2労3使3	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示で、時間額を <u>50円引上げて1,011円とすること</u> で一致したことから、全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申
第2回 自動車等製造業専門部会	10月7日（月） 9：57～11：12 合庁第2会議室 ・公3労3使3 （一部非公開）	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったところ労使合意し、時間額を <u>59円引上げて1,020円とすること</u> を全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第3回 自動車 等小売 業専門 部会	10月11日（金） 9：58～11：49 合庁第2会議室 ・公2労2使3 （一部非公開）	1 改正決定に関する金額審議について ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったところ労 使合意し、時間額を <u>42円引上げて980円とする</u> ことを全 会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申
第3回 電子部 品等製 造業專 門部会	10月11日（金） 14：55～17：05 合庁第2会議室 ・公3労2使3 （一部非公開）	1 改正決定に関する金額審議について ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったところ労 使合意し、時間額を <u>28円引上げて958円とする</u> ことを全 会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申
第5回 本 審	3月13日（木） 13：30～ 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人 名 ・マスコミ 社	1 令和6年度の審議経過と総括について 2 各専門部会等の廃止について 3 その他

**令和 6 年度特定最低賃金改定の審議経過
(非鉄金属製錬・精製業専門部会)**

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 19 日（木） 15：00～16：02 秋田県教育会館 非鉄 公 3 労 3 使 3 電子 公 3 労 2 使 2 自製 公 3 労 3 使 3 自小 公 3 労 2 使 2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかについて 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援施策について
第 2 回 非鉄金属製錬 等専門部会	10 月 4 日（金） 9：57～10：48 合庁第 2 会議室 ・公 2 労 3 使 3	1 参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示で、時間額を <u>50 円引上げて 1,011 円とする</u> ことで一致したことから、全会一致で結審し、6 条 5 項を適用し同日答申

・ **審議結果**

- ① 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について（答申）」のとおり。



令和 6 年 10 月 4 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県非鉄金属製錬・精製業

最低賃金専門部会

部会長 嵯 峨 宏

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の

改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 8 月 21 日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

伊 藤 慎 一
嵯 峨 宏
長 岐 和 行

(労働者代表委員)

伊 藤 徹
佐 藤 伸 幸
吉 田 大 輔

(使用者代表委員)

井 出 幸 伸
梅 田 智 弥
小 野 秀 人

別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,011円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日



令和 6 年 10 月 4 日

秋 田 労 働 局 長

山 本 博 之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の

改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け秋労発基 0821 第 1 号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,011円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

**令和 6 年度特定最低賃金改定の審議経過
(電子部品・デバイス等製造業専門部会)**

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 19 日（木） 15：00～16：02 秋田県教育会館 非鉄 公 3 労 3 使 3 電子 公 3 労 2 使 2 自製 公 3 労 3 使 3 自小 公 3 労 2 使 2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかについて 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援施策について
第 2 回 電子部品等製造業専門部会	9 月 25 日（水） 14：58～17：10 合庁第 2 会議室 ・公 3 労 3 使 3 (一部非公開)	1 参考人の意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意には至らず、次回へ審議継続 3 その他 ・今後の専門部会の開催日程について
第 3 回 電子部品等製造業専門部会	10 月 11 日（金） 14：55～17：05 合庁第 2 会議室 ・公 3 労 2 使 3 (一部非公開)	1 改正決定に関する金額審議について ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったところ労使合意し、時間額を <u>28 円引上げて 958 円とする</u> ことを全会一致で結審し、6 条 5 項を適用し同日答申

・ **審議結果**

- ① 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和 6 年 10 月 11 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、
電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・
音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業
最低賃金専門部会

部会長 臼 木 智 昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装
置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算
機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 8 月 21 日秋田地方最低賃金審議会において付託さ
れた秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電
気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の
改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したの
で報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

臼 木 智 昭

長 岐 和 行

堀 井 潤

(労働者代表委員)

木 村 忍

後 藤 正 文

佐 藤 成 樹

(使用者代表委員)

佐 藤 宗 樹

瀧 澤 薫

若 泉 裕 明

別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間958円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日



令和 6 年 10 月 11 日

秋 田 労 働 局 長

山 本 博 之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子
応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械
器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改
正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け秋労発基 0821 第 1 号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間958円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

令和 6 年度特定最低賃金改定の審議経過
(自動車・同附属品製造業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 19 日（木） 15：00～16：02 秋田県教育会館 非鉄 公 3 労 3 使 3 電子 公 3 労 2 使 2 自製 公 3 労 3 使 3 自小 公 3 労 2 使 2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかについて 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援施策について
第 2 回 自動車等製造業専門部会	10 月 7 日（月） 9：57～11：12 合庁第 2 会議室 ・公 3 労 3 使 3 （一部非公開）	1 参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったところ労使合意し、時間額を <u>59 円引上げて 1,020 円とすること</u> を全会一致で結審し、6 条 5 項を適用し同日答申

・ **審議結果**

- ① 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）」のとおり。



令和 6 年 10 月 7 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

部会長 堀 井 潤

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 8 月 21 日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

白 木 智 昭

嵯 峨 宏

堀 井 潤

(労働者代表委員)

阿 部 満 昭

佐 藤 伸 幸

牧 野 正 人

(使用者代表委員)

境 田 未 希

土 田 敬 司

時 田 祐 司

別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,020円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日



令和 6 年 10 月 7 日

秋 田 労 働 局 長

山 本 博 之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け秋労発基 0821 第 1 号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,020円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

令和 6 年度特定最低賃金改定の審議経過
(自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 特定最低賃金 合同専門部会	9 月 19 日(木) 15:00~16:02 秋田県教育会館 非鉄 公3 労3 使3 電子 公3 労2 使2 自製 公3 労3 使3 自小 公3 労2 使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかについて 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について 5 その他 ・賃金実態調査結果報告 ・中小企業支援施策について
第 2 回 自動車等小売業専門部会	10 月 2 日(水) 9:57~11:50 合庁第2会議室 ・公2 労3 使2 (一部非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意には至らず、次回へ審議継続
第 3 回 自動車等小売業専門部会	10 月 11 日(金) 9:58~11:49 合庁第2会議室 ・公2 労2 使3 (一部非公開)	1 改正決定に関する金額審議について ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったところ労使合意し、時間額を <u>42 円引上げて 980 円とする</u> ことを全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申

・ **審議結果**

- ① 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和 6 年 10 月 11 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車（新車）、自動車部分
品・附属品小売業最低賃金専門部会
部会長 伊 藤 慎 一

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品
小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 8 月 21 日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

伊 藤 慎 一
嵯 峨 宏
堀 井 潤

（労働者代表委員）

小野寺 郁 哉
保 坂 元
三 浦 孝 博

（使用者代表委員）

小河原 欣 也
金 田 弥 生
佐々木 俊 幸

別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日



令和 6 年 10 月 11 日

秋 田 労 働 局 長

山 本 博 之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品
小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け秋労発基 0821 第 1 号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月25日

令和6年度 地域別最低賃金 改定 状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日
北海道	B	50	1010（ 960 ）	50	±0	2024年 10月1日
青 森	C	50	953（ 898 ）	55	+5	2024年 10月5日
岩 手	C	50	952（ 893 ）	59	+9	2024年 10月27日
宮 城	B	50	973（ 923 ）	50	±0	2024年 10月1日
秋 田	C	50	951（ 897 ）	54	+4	2024年 10月1日
山 形	C	50	955（ 900 ）	55	+5	2024年 10月19日
福 島	B	50	955（ 900 ）	55	+5	2024年 10月5日
茨 城	B	50	1005（ 953 ）	52	+2	2024年 10月1日
栃 木	B	50	1004（ 954 ）	50	±0	2024年 10月1日
群 馬	B	50	985（ 935 ）	50	±0	2024年 10月4日
埼 玉	A	50	1078（ 1028 ）	50	±0	2024年 10月1日
千 葉	A	50	1076（ 1026 ）	50	±0	2024年 10月1日
東 京	A	50	1163（ 1113 ）	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162（ 1112 ）	50	±0	2024年 10月1日
新 潟	B	50	985（ 931 ）	54	+4	2024年 10月1日
富 山	B	50	998（ 948 ）	50	±0	2024年 10月1日
石 川	B	50	984（ 933 ）	51	+1	2024年 10月5日
福 井	B	50	984（ 931 ）	53	+3	2024年 10月5日
山 梨	B	50	988（ 938 ）	50	±0	2024年 10月1日
長 野	B	50	998（ 948 ）	50	±0	2024年 10月1日
岐 阜	B	50	1001（ 950 ）	51	+1	2024年 10月1日
静 岡	B	50	1034（ 984 ）	50	±0	2024年 10月1日
愛 知	A	50	1077（ 1027 ）	50	±0	2024年 10月1日
三 重	B	50	1023（ 973 ）	50	±0	2024年 10月1日
滋 賀	B	50	1017（ 967 ）	50	±0	2024年 10月1日
京 都	B	50	1058（ 1008 ）	50	±0	2024年 10月1日
大 阪	A	50	1114（ 1064 ）	50	±0	2024年 10月1日
兵 庫	B	50	1052（ 1001 ）	51	+1	2024年 10月1日
奈 良	B	50	986（ 936 ）	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980（ 929 ）	51	+1	2024年 10月1日
鳥 取	C	50	957（ 900 ）	57	+7	2024年 10月5日
島 根	B	50	962（ 904 ）	58	+8	2024年 10月12日
岡 山	B	50	982（ 932 ）	50	±0	2024年 10月2日
広 島	B	50	1020（ 970 ）	50	±0	2024年 10月1日
山 口	B	50	979（ 928 ）	51	+1	2024年 10月1日
徳 島	B	50	980（ 896 ）	84	+34	2024年 11月1日
香 川	B	50	970（ 918 ）	52	+2	2024年 10月2日
愛 媛	B	50	956（ 897 ）	59	+9	2024年 10月13日
高 知	C	50	952（ 897 ）	55	+5	2024年 10月9日
福 岡	B	50	992（ 941 ）	51	+1	2024年 10月5日
佐 賀	C	50	956（ 900 ）	56	+6	2024年 10月17日
長 崎	C	50	953（ 898 ）	55	+5	2024年 10月12日
熊 本	C	50	952（ 898 ）	54	+4	2024年 10月5日
大 分	C	50	954（ 899 ）	55	+5	2024年 10月5日
宮 崎	C	50	952（ 897 ）	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953（ 897 ）	56	+6	2024年 10月5日
沖 縄	C	50	952（ 896 ）	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055（ 1004 ）	51	+1	-

※ 1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

非鉄金属製造業最低賃金改定状況

令和7年1月31日現在

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		採決	発効日
	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)		
大阪(A)	965	965	965	0	993	28	必要性無し		必要性無し		必要性無し		—	指 令和3年12月1日
埼玉(A)	944	944	948	4	974	26	1006	32	1,048	42	1,098	50	○	指 令和6年12月1日
福島(B)	865	18	866	1	886	20	912	26	945	33	996	51	○	指 令和7年1月4日
静岡(B)	935	935	935	引き上げなし	954	19	979	25	1,012	33	1,057	45	○	指 令和6年12月21日
三重(B)	920	920	921	1	942	21	970	28	999	29	1,033	34	○	法 令和6年12月21日
秋田(C)	891	891	895	4	910	15	933	23	961	28	1,011	50	○	指 令和6年12月25日
大分(C)	907	907	911	4	936	25	965	29	1,005	40	1,053	48	○	指 令和6年12月25日

※大阪は、地域最低賃金(1,114円)が適用

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ○:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対

(参考)

地域最低賃金引上額

50

50

55

50

50

54

55

	E231	E232	E233	E234	E235	E239	E22
	非鉄金属第1次 製錬・精製業	非鉄金属第2次 製錬・精製業	非鉄金属・同合金圧延 業(抽伸、押出しを含む)	電線・ケーブル製造業	非鉄金属素材材製造業	その他の 非鉄金属製造業	鉄鋼業
大阪	×	×	○	○	×	×	×
埼玉	×	○	○	○	×	×	×
福島	○	○	○	○	○	○	×
静岡	×	○	○	○	一部	×	一部
三重	×	×	×	○	×	×	×
秋田	○	○	×	×	×	×	×
大分	○	○	×	○	×	○	×

電気機械器具等製造業最低賃金改定状況

令和7年1月31日現在

都道府県名	ランク	改定前額	改定後額	前年比較	採決		発効日		(参考)
		時間額	時間額	時間額					地域最賃引上額
埼玉	A	1,055	1,105	50	○	○	指	12月1日	50
千葉		1,055	1,105	50	○	—	指	12月25日	50
神奈川		890(地 1,162)	意向表明及び申出なし				指	平成27年3月1日	50
愛知		901(地 1,077)	必要性なし				指	平成30年12月16日	50
大阪		1,068	1,127	59	○	—	指	12月1日	50
北海道	B	997	1,049	52	○	—	指	12月1日	50
宮城		959	1,012	53	○	—	指	12月15日	50
福島		880(地 955)	必要性なし				法	令和4年12月30日	55
茨城		1,002	1,052	50	●	●	指	12月31日	52
栃木		1,008	1,056	48	○	—	指	12月31日	50
群馬		1,006	1,056	50	○	—	法	12月28日	50
新潟		1,005(地 985)	必要性なし				法	令和5年12月27日	54
富山		951	1,002	51	○	—	法	12月26日	50
石川		963	1,008	45	○	—	指	12月31日	51
福井		857(地 984)	必要性なし				指	令和元年12月24日	53
山梨		997	1,047	50	○	—	法	12月27日	50
長野		983	1,032	49	○	—	法	令和7年1月1日	50
岐阜		965(地 1,001)	必要性なし				指	令和5年12月21日	51
静岡		997	1,042	45	○	—	指	12月21日	50
三重		987	1,031	44	●	●	法	12月21日	50
京都		1,025	1,074	49	○	○	法	令和7年1月19日	50
兵庫		1,002	1,053	51	○	—	指	12月1日	51
奈良		891(地 986)	必要性なし				法	令和3年12月29日	50
島根		929	987	58	○	—	法	12月27日	58
岡山		974	1,025	51	○	—	法	12月25日	50
広島		995	1,045	50	○	○	指	12月31日	50
山口		986	1,032	46	○	—	指	12月15日	51
徳島		983	1,038	55	○	—	指	12月21日	84
香川		982	1,030	48	○	—	指	12月15日	52
愛媛		987	1,038	51	○	—	指	12月25日	59
福岡		1,019	1,071	52	○	—	指	12月10日	51
青森	C	927	968	41	○	○	指	12月21日	55
岩手		917	975	58	●	●	法	令和7年1月22日	59
秋田		930	958	28	○	—	指	12月25日	54
山形		945	996	51	○	○	指	12月25日	55
鳥取		906	963	57	○	—	法	12月19日	57
高知		793(地 952)	必要性なし				指	令和元年12月29日	55
佐賀		943	996	53	○	—	法	12月19日	56
長崎		864(地 953)	必要性なし				法	令和3年12月29日	55
熊本		940	996	56	○	—	法	12月15日	54
大分		941	996	55	○	—	指	12月25日	55
宮崎		831(地 952)	必要性なし				法	令和3年12月24日	55
鹿児島		842(地 953)	必要性なし				法	令和3年12月17日	56

*神奈川、愛知、福島、福井、岐阜、奈良、高知、長崎、宮崎、鹿児島は、地域別最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ㊦:使用者側一部反対
 ▲:労働者側反対 ㊧:労働者側一部反対

自動車製造業最低賃金改定状況

令和7年1月31日現在

都道府県名	ランク	改定前額	改定後額	前年比較	採決		発効日		(参 考)
		時間額	時間額	時間額					地域最賃 引上額
埼玉	A	1,055	1,102	47	○	○	指	12月1日	50
東京		838(地 1,163)	必要性なし				法	平成24年2月18日	50
神奈川		855(地 1,162)	意向表明及び申出なし				指	平成25年3月1日	50
愛知		1,028	1,081	53	○	○	指	12月16日	50
大阪		1,068	1,119	51	○	—	指	12月1日	50
福島	B	954	1,005	51	○	—	法	12月21日	55
栃木		1,016	1,064	48	○	—	指	12月31日	50
群馬		1,006	1,056	50	○	—	法	12月28日	50
富山		995	1,035	40	○	—	法	12月27日	50
石川		1,000	1,040	40	○	—	指	12月31日	51
山梨		971	1,029	58	○	—	法	令和7年1月3日	50
岐阜		1,005	1,057	52	○	—	指	12月21日	51
静岡		1,028	1,073	45	○	—	指	12月21日	50
三重		1,022	1,047	25	○	○	法	12月21日	50
滋賀		1,016	1,062	46	○	—	指	12月31日	50
京都		1,028	1,076	48	○	○	法	令和7年1月19日	50
島根		970	1,028	58	○	—	法	11月30日	58
岡山		991	1,039	48	○	—	法	12月29日	50
広島		998	1,048	50	○	○	指	12月31日	50
山口		1,036	1,088	52	○	—	指	12月15日	51
福岡		1,029	1,081	52	○	—	指	12月10日	51
秋田	C	961	1,020	59	○	—	指	12月25日	54
山形		961	1,012	51	○	○	指	12月25日	55
熊本		965	1,019	54	○	—	法	12月15日	54
大分		951	997	46	●	●	指	12月25日	55

※東京、神奈川は、地域最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ㊦:使用者側一部反対
 ■:使用者側全員退席 ▲:労働者側反対 ㊧:労働者側一部反対

自動車小売業最低賃金改定状況

令和7年1月31日現在

リンク	都道府県名		改正前	改正後	前年度比較	採決		発効日		(参 考)
			時間額	時間額	時間額					地域最賃引上額
A	埼玉	自動車小売	1060	1,089	29	○	○	指	12月1日	50
	千葉	新車	922(地 1,076)	必要性なし				指	平成30年12月25日	50
	神奈川	自動車小売	842(地 1,162)	意向表明及び申出なし				指	平成23年12月21日	50
	愛知	新車	943(地 1,077)	必要性なし				法	令和2年12月16日	50
	大阪	自動車小売	993(地 1,114)	必要性なし				指	令和3年12月1日	50
B	宮城	自動車小売	986	1,036	50	○	—	指	12月15日	50
	福島	自動車小売	960	1,020	60	○	—	法	12月29日	55
	新潟	新車、附属品含む	997	1,015	18	○	—	法	12月8日	54
	富山	新車	769(地 998)	意向表明及び申出なし				法	平成23年1月20日	50
	京都	新車	939(地 1,058)	必要性なし				法	令和4年1月26日	50
	兵庫	自動車小売	963(地 1,052)	必要性なし				指	令和4年12月1日	51
	奈良	自動車小売	892(地 986)	意向表明及び申出なし				法	令和3年12月29日	50
	島根	新車	960	1,000	40	○	—	法	12月5日	58
	広島	自動車小売	993	1,038	45	○	○	法	令和7年2月21日	50
	福岡	新車	1,028	1,066	38	○	—	指	12月10日	51
C	青森	自動車小売	923	963	40	○	○	指	12月21日	55
	岩手	自動車小売	945	1,004	59	▲	▲	法	令和7年1月22日	59
	秋田	新車、附属品含む	938	980	42	○	—	指	12月25日	54
	大分	新車	942	991	49	○	—	指	12月25日	55
	宮崎	新車	927(地 952)	必要性なし				法	令和5年12月20日	55
	鹿児島	新車	945	986	41	○	—	法	12月21日	56
	沖縄	新車	770(地 952)	必要性なし				法	平成30年11月18日	56

* 千葉、神奈川、愛知、大阪、富山、京都、兵庫、奈良、宮崎、沖縄は、地域別最低賃金が適用

採決状況

○:全会一致

●:使用者側反対

●:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

▲:労働者側一部反対

令和7年度 最賃審議会等開催予定(素案)

月	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		令和8年2月・3月		月
日	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		日
1	日		火	第1回本審 (諮問) 6/26～7/4	金		月		水		2/16 月		1
2	月		水		土		火		木	第2回、第3 回特賃専門	17 火		2
3	火		木		日		水		金		18 水		3
4	水		金	中賃目安答申 7/28～8/4を 想定	月		木	第2回公益 代表委員会 議	土		19 木		4
5	木		土	中賃目安小委 未定	火		金		日		20 金		5
6	金		日		水		土		月		21 土		6
7	土		月	7月中中賃目安答申 第2回本審 (目安伝達) 第1回地賃専門部会 第2回地賃専門部会 第3回地賃専門部会 第4回地賃専門部会 (予備日) 8/1～8/18	木		日		火		22 日	天皇誕生日	7
8	日		火		金		月		水		23 月	振替休日	8
9	月		水		土		火		木		24 火		9
10	火		木		日		水		金		25 水		10
11	水		金		月	山の日	木		土		26 木		11
12	木	第1回公益 代表委員会 議	土		火		金		日		27 金		12
13	金		日	8月中中賃目安答申 第2回本審 (目安伝達) 第1回地賃専門部会 第2回地賃専門部会 第3回地賃専門部会 第4回地賃専門部会 (予備日) 8/4～8/19	水		土		月	スポーツの日	28 土		13
14	土		月		木		日		火		3/1 日		14
15	日		火		金		月	敬老の日	水		2 月		15
16	月		水		土		火		木	第3回、第4 回特賃専門	3 火	第5回本審 (総括等) 3月第2週ま でに開催	16
17	火		木		日		水		金		4 水		17
18	水		金		月		木	第1回特賃 専門部会(合 同) 第2回特賃	土		5 木		18
19	木		土		火		金		日		6 金		19
20	金		日		水	8/5答申の場 合異議申出 締切	土		月		7 土		20
21	土		月	海の日	木	8/5答申の場 合第4回本審 (異議審)	日		火		8 日		21
22	日		火		金		月		水		9 月		22
23	月		水		土		火	秋分の日	木		10 火		23
24	火		木		日		水		金		11 水		24
25	水		金		月		木		土		12 木		25
26	木	第1回本審 (諮問) 6/26～7/4	土		火		金		日		13 金		26
27	金		日		水		土		月		14 土		27
28	土		月		木		日		火		15 日		28
29	日		火	中賃目安答申 7/28～8/4を 想定	金		月		水		16 月		29
30	月		水	中賃目安小委 未定	土		火		木		17 火		30
31			木		日				金		18 水		31

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)

●最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策「業務改善助成金」の令和6年度申請件数は141件（前年度132件）。

【業務改善助成金の申請件数】		
	全国	秋田
令和2年度	805	5
令和3年度	5,047	37
令和4年度	7,205	57
令和5年度	19,764	132
令和6年度	21,776	141

※令和6年度は1月末日現在の件数

最低賃金改定による業種別影響率と業務改善助成金業種別申請状況

業種	R6 影響率	R6 申請件数（全141件）
食料品、飲料、飼料製造業	40.3%	10（食料品製造業7、酒類製造業3）
繊維工業	64.5%	15（縫製業）
木材・木製品、家具・装備品製造業	36.6%	3（一般製材・木製品製造業2、家具製造業1）
小売業	36.6%	9（各種小売業3、衣服・身の回り品小売業2、飲食料品小売業2、その他の小売業2）
宿泊業	22.8%	2
飲食サービス業	53.7%	25（飲食店）
洗濯業	76.4%	9
理容業、美容業	47.3%	3（美容業1、エステティック業2）
保健衛生・社会保険・社会福祉・介護事業	19.7%	10（老人福祉・介護事業5、障害福祉事業4、児童福祉事業1）
建物サービス業	64.4%	2（ビルメンテナンス業）
上記を除くサービス業	21.7%	9（自動車整備業3（ほか）
上記以外		44（農業5、総合建設業2、金属製品製造業3、医療業5（ほか）

申請コースと交付額、主な設備投資例

申請コース	件数	交付額	主な設備投資例
30円コース	17	189,000～1,200,000円	・ POSレジシステム導入 ・ セルフオーダーシステム導入
45円コース	57	250,000～1,800,000円	・ 会計ソフト導入 ・ 勤怠給与クラウドシステム導入
60円コース	34	352,000～4,500,000円	・ 予約システム導入 ・ パソコン新規導入 ・ 縫製機械購入
90円コース	33	350,000～6,000,000円	・ 配膳ロボット導入 ・ 業務用オーブン購入 ・ 除雪機購入
			・ 福祉車両購入 ・ ロボットクリーナー購入 ・ 梱包機購入

【参考】令和7年度予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部＝R7予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【15億円】

※令和6年度補正予算額297億円
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
➤ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

拡充

働き方改革推進支援助成金 【92億円】

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成
➤ 対象労働者の現行の賃金額を3%、5%増加させた場合の加算に加え、7%の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

拡充

人材開発支援助成金 【542億円】

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
➤ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

拡充

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成
➤ 雇用管理制度助成コースを令和7年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、作業負担を軽減する機器導入への支援や対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算を導入

拡充

（※）人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

【633億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成

拡充

➤ 賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（2区分→4区分、賃上げ率6%以上の場合はさらに引き上げ）、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

【35億円】

◆ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主に対して助成

◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比して5%以上増加させた場合のいずれかを満たした場合に助成

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【137億円】

◆ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金を雇入れ日から3年以内に5%以上増加させた事業主に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 【5億円】

◆ 労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前と比して5%以上増加させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成